

○勤務地内旅費支給に関する取扱い要領

昭和45年12月1日
消防本部訓令第2号

平成10年3月から改正経過を注記

勤務地内旅費支給規則(昭和45年規則第6号)の取扱い要領については、次に定めるところによる。

(運賃)

第1 交通機関の利用は、最も経済的な通常の経路および方法により出張したものとして取扱い、車賃は、電車およびバス路線運賃表により計算する。ただし、当分の間、車賃は、別表1により支給する。

(調整)

第2 規則第3条における車賃の支給は、次のとおり調整して支給する。

- (1) 勤務命令により通常の勤務場所を経ないで、自宅から直接命じられた勤務場所に勤務する場合
- (2) 出張命令により出署日および会議等の用務のため通常の勤務場所から命じられた勤務場所に至る場合
- (3) 業務命令により教養、訓練およびその他の用務のため、通常の勤務地または自宅から命じられた勤務場所に至る場合

2 前項各号の一に該当するもので、公用車を利用した場合または自宅より命じられた勤務場所に至る距離で片道2軒未満となる場合は、支給しない。ただし、通勤手当支給者にあつては、通常の通勤距離以上2軒未満とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年消防本部訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和49年8月1日から適用する。

附 則(昭和54年消防本部訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則(平成3年消防本部訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則(平成10年消防本部訓令第2号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

別表1

勤務距離	車賃(1往復)
10km未満	(円) 100
10km以上25km未満	200
25km以上	300